

(参 考)

3・5・60号 淀川南岸線

1. 変更内容

- ・区域、名称、車線数の変更

名 称	Ⅱ・1・1	→	3・5・60
車 線 数	—	→	2車線

2. 都市計画の変更にかかる土地の区域

大阪市 北 区 大淀北二丁目、天神橋八丁目、豊崎六丁目、豊崎七丁目、
中津二丁目、長柄中三丁目、長柄西二丁目、長柄東三丁目、
本庄西三丁目、本庄東三丁目
福島区 海老江三丁目、海老江四丁目、海老江六丁目、海老江八
丁目、大開四丁目

8・5・23号 淀川左岸歩行者専用道

1. 変更内容

- ・区域、延長

延 長	約 3,730m	→	約 3,840m
-----	----------	---	----------

2. 都市計画の変更にかかる土地の区域

大阪市 北 区 大淀北一丁目、大淀北二丁目、豊崎六丁目、豊崎七丁目、
中津二丁目、中津三丁目、中津四丁目、中津七丁目
福島区 海老江三丁目、海老江四丁目